

# 第1 調査の目的等

## 1 目的

本調査は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）の施行後における既存の盛土等<sup>1</sup>に関する災害リスク情報の把握・共有状況や、危険な盛土等への対応状況、新規の盛土等に対する規制の運用状況等を調査し、規制の運用実態や課題等を明らかにすることにより、国による支援の在り方や必要性を検討し、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）等における効率的かつ効果的な取組を後押しすることを通じて、住民の安心・安全に資するために実施したものである。

## 2 対象機関

### (1) 調査対象機関

国土交通省、農林水産省、環境省

### (2) 関連調査等対象機関

実地調査：都道府県（14）、指定都市・中核市（20）、その他市町村（15）

書面調査：都道府県（17）、指定都市・中核市（12）、その他市町村（26）

\* 実地調査の対象機関は、令和3年8月に全国で実施された「盛土による災害防止に向けた総点検」（以下「盛土総点検」という。）の結果、「必要な災害防止措置が確認できなかった盛土」として国に報告された盛土（以下「課題盛土」という。）が所在する都道府県の中から抽出して都道府県を選定の上、選定した都道府県内の市町村のうち、課題盛土又は大規模盛土造成地<sup>2</sup>が所在する2～3の市町村を選定した。

\* 書面調査の対象機関は、i）課題盛土が所在するものの、実地調査の対象としなかった都道府県等（都道府県（17）、指定都市・中核市（7））、ii）課題盛土の現況等を把握する観点から、都道府県に対する実地調査の補足として、指定都市・中核市（5）、その他市町村（26）を選定した。

## 3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局（関東、中部、近畿）

行政評価事務所（神奈川、熊本）

## 4 実施時期

令和7年7月～8年4月

---

<sup>1</sup> 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいう。

<sup>2</sup> 盛土造成地のうち、①盛土の面積が3,000㎡以上のもの（谷埋め型）、②原地盤面の勾配が20度以上かつ盛土の高さが5m以上のもの（腹付け型）をいい、農地、森林等の宅地としての土地利用が行われていない土地は含まない。